

卒業後に就職活動を行うための在留資格について

APU キャリア・オフィス

国際学生が大学卒業後、就職活動を行うことを目的として日本に滞在するために、入国管理局に在留資格変更許可申請をする制度があります。この申請には大学からの推薦状が必要です。推薦状発行のための手続きを以下のとおり案内します。

1. 制度の概要

国際学生が大学卒業後、就職活動を行うことを目的として在留資格を変更するにふさわしいと大学による推薦がある場合には、「留学」から「特定活動」への在留資格変更が許可され、6ヵ月間滞在することが可能になります。

2. 対象となる学生

- ① 日本での就職活動への意思が明確なこと（日本での就職活動履歴があること）
- ② 今後の具体的な求職活動のスケジュールが確定していること。
- ③ 在学中に学生賞罰規程による戒告・停学などの懲戒処分を受けていないこと。
- ④ 申請時において借入金等完済していること。
- ⑤ 滞在予定期間の経費支弁能力があること。（目安として50～60万円）

3. 推薦状発行申請に必要な書類

- ① 推薦状発行依頼書（1）・（2）・（3）※日本語記入
- ② 今後の具体的な求職活動スケジュール ※日本語記入
- ③ これまで就職活動を行っていたことを証明するもの（企業からのE-mailのコピーなど）
- ④ 企業へ提出した履歴書・エントリーシートのコピー（最低1社以上）
- ⑤ 成績証明書
- ⑥ 卒業見込証明書
- ⑦ 預金通帳の写し、または送金証明書

4. 推薦状発行のための手順

- ① 3の推薦状発行申請に必要な書類一式をキャリア・オフィスに提出
提出締切：7月2日（火）16：00まで
 窓口での受付のみとし、郵送・Eメール・電話・FAXでは原則受け付けない
締切日以降は受付をしません
- ② キャリア・オフィスによる在学中の状況確認・書類選考。
 在学中に学生の本分に反する行為をし、注意を受けた場合は全て申告すること。
 例：無免許運転、万引き、カンニング、大学施設の破損または滅失。
- ③ 就職部長面談（キャリア・オフィス）／**7月10日（水）～7月19日（金）**
7月5日（金）に書類選考の可否連絡を行います。書類選考通過者のみキャリア・オフィスにて面談を行いますので、申請者は必ず別府に居るようにしてください。
- ④ 最終結果連絡
9月4日（水）に最終結果の連絡を行います。
 キャリア・オフィスにて通過者へ推薦状を発行いたします。

5. その他

推薦状は原則1回のみの発行とし、内定が得られた場合は必ずAPU キャリア・オフィスに報告する必要があります。入国管理局への手続きは、在留期限内に行う必要がありますのでよく注意して間違いのないようにしてください。

《注意》 在留資格変更の手続きは本人が入国管理局にて行います。大学からの推薦状があれば必ず「特定活動」の在留資格をもらえるというわけではありません。

以上